

様式4

会議録

会議名 (審議会等名)	令和5年度第1回愛川町福祉のまちづくり推進委員会		
事務局 (担当課)	民生部福祉支援課 内線（3352）		
開催日時	令和5年11月27日（月） 13時30分～16時15分		
開催場所	愛川町役場2階 201会議室		
出席者	委員	12人（別紙のとおり）	
	その他	0人	
	事務局	8人（民生部長、ほか7人）	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者数	0人
非公開・一部公開の場合は、その理由			

会議次第	<ol style="list-style-type: none">1 開会2 委嘱状交付3 町長あいさつ4 愛川町福祉のまちづくり推進委員会規則について5 委員長、副委員長の選任について6. 「第2期愛川町自殺対策計画（案）及び第7期愛川町障がい福祉計画・第3期愛川町障がい児福祉計画（サービス等プラン）（案）」の諮問について7. 議 題<ol style="list-style-type: none">(1) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（サービス等プラン）（案）について(2) 第2期愛川町自殺対策計画（案）について(3) 第3次障がい者計画の推進状況について(4) 第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進状況について(5) その他8 閉会
------	---

審議経過

(1 / 6)

※審議の要旨は次のとおり (○は委員の発言、●は事務局の発言)

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 町長あいさつ

4. 愛川町福祉のまちづくり推進委員会規則について

【愛川町福祉のまちづくり推進委員会規則により事務局説明】

5. 委員長、副委員長の選任について (委員の互選により選任)

6. 「第2期愛川町自殺対策計画(案)及び第7期愛川町障がい福祉計画・第3期愛川町障がい児福祉計画(サービス等プラン)(案)」の諮問について

委員長あいさつ

7. 議題

(1) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(サービス等プラン)

(案)について

【第7期愛川町障がい福祉計画・第3期愛川町障がい児福祉計画(サービス等プラン)

概要版 で事務局説明】

○(委員長) : 事務局からの説明は、以上のとおりであります。何かご質問やご意見はございますか。

○(A 委員) : 福祉施設から地域生活への移行者の目標値を3人としているが、それの事情で入所するものなので、こちら側から数値を設定するのは違和感を感じる。

●(事務局) : 現在、国の方向性として地域移行を行うことを目標に挙げており、職員

※主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

会長(委員長) 署名欄	石井康弘
----------------	------

審　議　経　過

(2 / 6)

が確認した上で移行できる方についてはなるべく地域移行を行うということで人数を設定しているものになります。地域移行については町で勝手に決めるのではなく、入所施設、ご家庭等へヒアリングをしたうえで地域移行という流れで考えております。

●(事務局)：補足ですが、今共生社会ということで、地域全体でサービスをうまく使いたながら障がいのある方、介護の必要な方を支えていこうという国の流れがあり、町としても制度が法的に決まっているものがあるため計画の中では数字を出していますが、地域と行政とが連携しながら、町民の皆様がよりよく暮らしていけるよう、この計画に基づいて施策を実行していこうというのが根底にございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○(B 委員)：区長を3年務めているが、この計画については初めて聞いた。計画についてもっと広めるための周知について、どのようにお考えか。

●(事務局)：皆様のご意見をお聞きして、情報提供が不足していた面もございますので 様々な機会を捉えまして、ご説明・ご報告できるように今後努めてまいりますのでよろしくお願ひします。

○(委員長)：地域で福祉問題を考えていく上でも、国や町がこういう施策を行っていくという基礎的な情報を、町民の皆さんができるよう、広報の方法について検討していただきたい。第7期愛川町障がい福祉計画・第3期愛川町障がい児福祉計画については皆さんからご意見出ましたのでよろしいか。

※委員皆様の了承を得る。

(2) 第2期愛川町自殺対策計画（案）について

審 議 経 過

(3 / 6)

【第2期愛川町自殺対策計画（案）概要版 で事務局説明】

○(委員長)：ただいま事務局の方から説明があったが、計画や対策について、ご意見はあるか。

○(C 委員)：重点施策の一つにヤングケアラーへの支援というのがあるが、愛川町の自殺者ではヤングケアラーの対象となる10～20代の方は0人になっている。これは国や県で挙げられているため、愛川町も計画に加えているということか。

●(事務局)：お見込みのとおりです。愛川町は該当しておりませんが、コロナ禍の際に女性や若年層の自殺者が増えて、全国的な傾向として対処しておく必要があるということで載せております。

○(D 委員)：計画に記載してある数値に、自殺未遂者数の記載がないが、そういう方のケースも計画の中で分析していく対象になるのではないか。

●(事務局)：町としては亡くなられた方の分析も重要と考えていますが、まずは自殺させない状況をつくりたいと考えています。町民の方への周知啓発を踏まえて、こちらのゲートキーパーの養成や各種生活相談など様々な対策を講じるということで計画をたてさせていただいております。

○(委員長)：他に質疑、意見等はないか。なければ、本件について委員皆様のご了承をお願いしたい。

※委員皆様の了承を得る。

(3) 第3次障がい者計画の推進状況について

【第3次障がい者計画（実施状況・課題及び課題解決の方策） で事務局説明】

審　　議　　経　　過

(4 / 6)

○(C 委員)：緊急時の受け入れ体制の準備ということで『県央障害保健福祉圏域』とあるがこれは何か。

●(事務局)：愛川町、厚木市、座間市、綾瀬市、海老名市が圏域となっており、定期的に県央全体で議題を持ち寄り、会議を行っています。

○(C 委員)：緊急時の受け入れ体制とは、災害時要援護者登録台帳記載の要支援者を対象としたものなのか。

●(事務局)：その中でも障がいがある方を対象としています。

○(C 委員)：福祉避難所の充実ということで、運営に必要な有資格者等の確保について検討するとあるが、有資格者とはどのような方を指すのか。

●(事務局)：社会福祉士、精神保健福祉士等の障がいがある方へのサポートができる資格者や防災士を想定しています。

○(A 委員)：福祉避難所について、当事者団体への周知は行われているのか。

●(事務局)：町としても行政区の避難訓練等様々な機会を捉えて周知に努めているところですが、なかなか広まらないのも事実でありますので、周知に努めています。

○(E 委員)：療育相談の充実ということで記載があるが、相談に行くと担当職員が別の相談に対応していることがあり、対応できる職員を増やす必要があると感じている。

○(C 委員)：災害時要援護者登録台帳について、町から行政区に対して、関係者で要支援者の情報を共有するよう改めて説明してほしい。

○(委員長)：区長ごとに個人情報保護の捉え方が違うため、区によって温度差がある。

審　　議　　経　　過

(5 / 6)

災害時要援護者登録台帳については災害対策基本法に基づいて作成され、行政区、民生委員、消防と共有することになっているため、その認識について再度行政区に伝えたい。

●(事務局)：ご意見として承ります。

(4) 第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進状況について

【地域福祉計画・地域福祉活動計画 令和4年度実施状況 で事務局説明】

○(E委員)：2ページの介護の魅力PR促進事業について、具体的な事業内容について聞きたい。

●(事務局)：過去愛川高校と特別養護老人ホームが連携し、愛川高校において「社会福祉基礎」の選択授業を受講している生徒を対象にPR事業を行っており、高校のカリキュラム変更やコロナ禍の影響で実施できない状態が続いていましたが、今年度3月に地域包括支援センター職員が中学生に対して将来的な職業選択の一助となるよう講座を実施する予定となっております。今後一般の方を対象にするなど事業を拡大できるよう検討していきたいと考えております。

○(C委員)：19ページの愛川町災害時要援護者避難支援マニュアルについて、自主防災組織や民生委員だけではなく、障がい者等の当事者団体にも配布するようにしていただきたい。

●(事務局)：ご意見として承ります。

○(委員長)：他に質疑、意見等はないか。なければ、本件について委員皆様のご了承をお願いしたい。

審 議 経 過

(6 / 6)

※委員皆様の了承を得る。

(5) その他

委員・事務局から特になし

・本日の意見、また議事録の内容については、委員長の承認が委員全員の承認ということで了承を得られた。

8. 閉会

【高橋副委員長からのコメント】省略